

**平成13年2月16日付け  
平成11年度包括外部監査の結果に基づく措置の公表について**

監査結果公表第5号

平成11年度包括外部監査の結果に基づく措置の公表について

地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、包括外部監査の結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、その内容について次のとおり公表する。

平成13年2月16日

四日市市監査委員	伊藤 靖彦
同	金森 廣二
同	小井 道夫
同	石川 勝彦

第1 措置を講じた部局

- 1 総務部（人事課）
- 2 水道局（総務課）

第2 措置を講じた内容

1 総務部（人事課）

- 1) 監査の種類 包括外部監査
- 2) 監査結果提出日 平成12年2月18日
- 3) 措置通知年月日 平成12年5月1日
- 4) 指摘事項

ア 職員退職金の支出事務の執行について

病院事業の庶務職員に係る退職金が、一般会計の支出に経理されているが、このうち病院部局に勤務した期間に応じて病院事業会計に配分されるべき金額があり、このため一般会計の支出を多く、病院事業の損失を少なくしている。

5) 改善措置の内容

ア 職員退職金の支出事務の執行について

病院事務局職員に係る退職金については、病院の経営成績の安定化に資するため、平成4年度から業務課給食係の職員を除き全額一般会計負担としてきたが、会計間における経費負担の原則に立ち見直しを進め、平成11年度の退職者から、病院事務局に勤務した期間については、全在職期間に対する病院在職期間〔企業会計導入（昭和39年4月以降）〕の比率により、病院事業会計より支出することに改めた。

2 水道局（総務課）

- 1) 監査の種類 包括外部監査
- 2) 監査結果提出日 平成12年2月18日
- 3) 措置通知年月日 平成12年3月31日
- 4) 指摘事項

ア 水道事業会計の財務管理について

平成10年度中に竣工し、有形固定資産の取得価額に振り替えられた工事費用のうち、土地勘定に配賦された間接費用は、構築物、機械及び装置等の減価償却資産に配賦されるべきであり、この額についても「地方公営企業の会計規程の準則について」第81条の規程に従って減価償却費の計上が必要となる。

5) 改善措置の内容

ア 水道事業会計の財務管理について

土地取得費の資産計上にあたっては、指摘どおり平成11年度新規取得分より間接費を配賦しないこととした。